# 東京圏から三島へ移住を検討している方へ

# 移住·就業支援補助金

東京圏から三島市へ**移住**し、いずれかの<u>◎働き方</u>に当てはまる

★2人以上の世帯に 100万円

(さらに 18 歳未満の方 1 人につき 100 万円を加算※)

※交付申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の方

 $\bigstar$ 

単身世帯に

60 万円

を交付します。

- **◎働き方**の条件
- ①マッチングサイト掲載の中小企業等へ就業
- ②静岡県の起業支援を受けて起業
- ③プロフェッショナル人材事業等を利用して就業
- ④テレワーク⑤副業・兼業

申請期限:令和7年1月31日まで

問合せ先(三島市政策企画課地方創生推進係)

電話 : 055-983-2698

メール:seisaku@city.mishima.shizuoka.jp

<ホームページはこちらから>

こちらの QR コード または

三島市 移住・就業支援補助金で検索



令和6年4月作成

対象者かどうかの確認 1 移住※1直前 10 年のうち 5 年以上、かつ直前の1年以 いいえ 上、次のどちらかに該当する。 ●東京23区に住んでいる。 ●東京圏※2に住み、東京23区の法人等へ通勤※4又は 法人経営者若しくは個人事業主として通勤している。 (東京圏に居住し、かつ、東京 23 区内の大学等へ進学し、東京 23 区内の企業等に就業した方は、当該通学期間※5 も加算できま す。)(通勤の期間については、移住をする3ヵ月前までを起算点 とすることができます。) 対象外 はい 次のすべてに該当する。 いいえ ●暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係して いない。 ●日本人、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住 者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留 資格がある。 ●移住前に居住していた市区町村で、市区町村税の滞納 いいえ がない。 はい 対象外 次のすべてに<u>該当する。</u> ●補助金申請時に移住後1年以内である。 ●三島市に、補助金の申請日から5年以上、継続して居 住する意思がある。 いいえ はい いいえ

- ※1 「移住」:住民票を 三島市に異動し、生活 の本拠を三島市へ移 すこと。
- ※2「東京圏」: 埼玉県、 千葉県、東京都、神奈 川県のうち、条件不利 地域※3に該当する 区域を除いた区域)
- **※3** 「条件不利地域」: 以下の地域
- 【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、 新島村、神津島村、三 宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村
- 【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、 長瀞町、小鹿野町、東 株父村、神川町
- 【千葉県】館山市、旭市、 勝浦市、鴨川市、富津 市、南房総市、匝瑳市、 香取市、山武市、いす み市、東庄町、九十九 里町、長南町、大多喜 町、御宿町、鋸南町 【神奈川県】山北町、真 鶴町、清川村
- ※4 「法人等への通 勤」:雇用保険の被保 険者としての通勤に 限る。
- ※5 当該通学の期間 のうち大学等の就業 年数(高等専門学校に あたっては、2年)を超 えない期間

補助金対象の可能性があります。詳しくはお問合せください

次ページの1~5のいずれかに該当する。

はい

対象外

#### 1 マッチングサイト掲載の中小企業等へ就業

次のすべてに該当する。

- ●移住後の勤務地が東京圏以外の地域にある。
- ●就業先の求人情報が、静岡県等が補助金の交付対象としてマッチングサイトに掲載している求人であり、応募の日※6が、当該求人情報が補助金交付対象としてサイトに掲載された後である。
- ●申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務**※7**を務めている中小企業等への就業でない。
- ●勤務時間が週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、交付申請日において当該中小企業等に連続して在職している。
- ●就業先の中小企業等に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。
- ●転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。

# 2 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業

次のすべてに該当する。

- ●移住後の勤務地が東京圏以外の地域にある。
- ●勤務時間が週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて企業等に就業し、かつ、交付申請日において当該企業等に連続して在職している。
- ●就業先の企業等に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思がある。
- ●転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である。
- ●目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加その他の離職することが前提でない
- ※6「応募の日」:補助金対象としてマッチングサイトに掲載された求人情報への採用面接の申し込みをした日
- ※7 「経営を担う職務」:以下の職務。
  - 〇会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社)

〇社会福祉法人

取締役、会計参与、監査役

理事、監事、評議員、会計監査人

〇医療法人、NPO 法人

理事、監事

#### 3 テレワーク

次のすべてに該当する。

- ●所属している企業等からの命令でなく、自己の意思により移住をし、かつ、移住元での業務を引き続き行う。
- ●内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方 創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属している企業等から移住を した者に資金が提供されていないこと。
- ●勤務日数の5分の1※8を超えて東京23区に出勤していないこと。

※8 令和6年4月1日以降の移住者に限ります。同日前に移住した方については従前の制度が適用され、週の半分を超えて通勤していないこととなります。

#### 4 関係人口(副業・兼業)

次のすべてに該当する。

- ●移住をする直前に連続して3か月以上、東京23区に所在する企業等及び市の区域内に所在する 企業等に在職し、かつ、交付申請日において当該市の区域内に所在する企業等に継続して在職し ている。
- ●当該市の区域内に所在する企業等に交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している。

#### 5 起業

静岡県の「地域創生起業支援事業」に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けている。

#### ~ マッチングサイトについて ~

静岡県が、東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイトとして 「静岡県移住・就業支援求人サイト」を開設しています。このサイトに掲載されている求 人が本補助金の対象となります。市内外の企業は問いません。

また、その他の都道府県が同様の目的で開設するサイトも該当します。

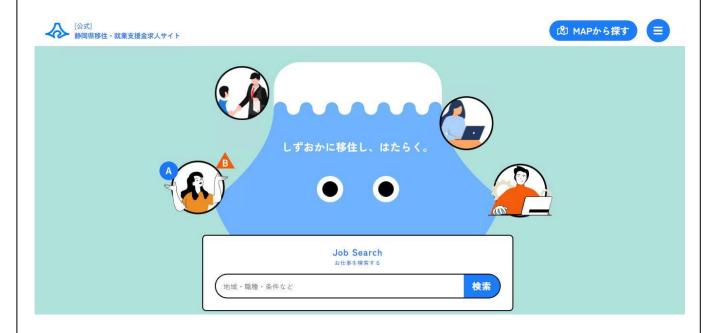
静岡県移住・就業支援求人サイト

検索

県 HP



静岡県移住・就業求人サイト トップ画像



#### ~ プロフェッショナル人材事業について ~

各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

☆ プロフェッショナル人材とは…新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や 個々のサービス生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材。

静プロ人材

検索

静岡県プロ人材戦略拠点



内閣府ポータルサイト↓



~ 先導的人材マッチングサイト事業について ~

内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行うものです。

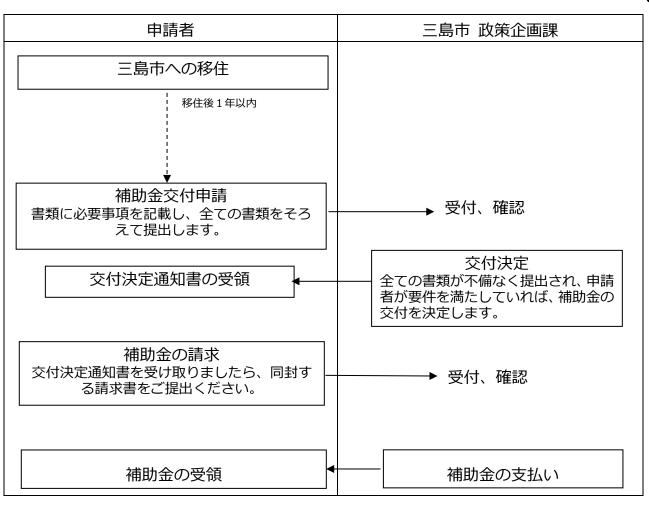
#### 2 補助金の額

#### 補助金の額は次のとおりです。

区分	補助金の額
単身での移住の場合	60万円
2 人以上の世帯 <b>※9</b> での	
移住の場合	100万円
(+18歳未満 <b>※10</b> の方と	(+100万円×18歳未満
移住する場合は、1人につ	の方の人数※10)
き100万円を加算)	

- **※9** 2人以上の世帯については、<u>次の全てに該当</u>する世帯に限ります。
- 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の在住地 において、同一世帯に属していたこと。
- ●申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同 一世帯に属していること。
- ●申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時に おいて移住後1年以内であること。
- ●申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- **※10** 交付申請日の属する年度の4月1日において18歳 未満の者。

## 3 移住・就業から補助金交付までの流れ



#### 4 申請の受付

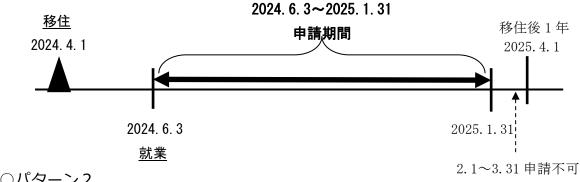
令和6年度の申請については、令和7年(2025年)1月31日(金)までに申請して ください。

※ただし、予算の状況によっては受付期限を変更する可能性がありますので、申請要件 を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

#### 〈申請期間〉

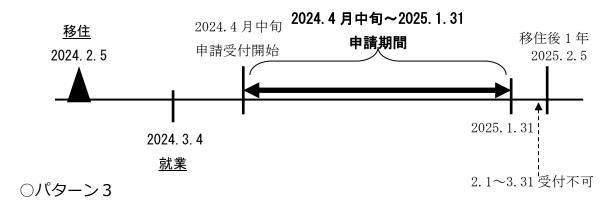
#### ○パターン1

2024年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合

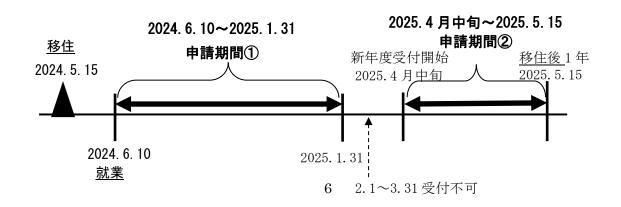


#### ○パターン2

2024年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



2024年5月15日に移住し、同年6月10日に対象企業に就業した場合



#### 5 交付の条件

#### 次の(1)と(2)は、交付を決定する際の条件となります。

- (1) 申請した日から5年以上継続して、三島市に居住し、かつ、当該企業に就業・起業する意思を有していること。ただし、申請した日から5年以内に、三島市での居住が困難となった場合、又は補助金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び三島市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

## 6 補助金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、補助金の全額又は半額を返還していただきます(ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が 認めた場合は対象外)。

- (1) 全額の返還
  - ア 虚偽の申請等をした場合
  - イ 補助金の申請日から3年未満に市から転出した場合
  - ウ 補助金の申請日から1年以内にマッチングサイト掲載の中小企業等又はプロフェッショナル人材事業等を利用して就業した職を辞した場合
  - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に市から転出した場合

### 7 申請書の提出方法

(1) 申請書の提出先

〒411-8666 静岡県三島市北田町4-47 三島市役所本庁舎本館 2階 政策企画課

(2) 提出方法

直接窓口に提出をお願いします。